

# けんぽたより

volume **28**  
平成26年 夏号

三井住友海上健康保険組合

すでに  
申し込みはお済みですか？

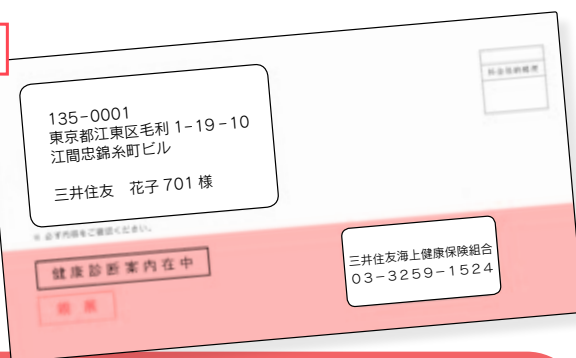


## 被扶養配偶者および 任意継続者健診のご案内

皆様の健康づくりを支援するため、  
社員の被扶養配偶者および任意継続者本人と  
その被扶養配偶者の方に、  
ウェルネス社より健診案内を  
ご自宅宛にお送りしております。

見本

これが  
健診のご案内です！  
(実物は白とオレンジ色)



早めにお申し込みいただくと、  
希望の日時でのご予約がとりやすくなります。

### 予約受付期間

平成 26 年 6 月 23 日～  
平成 27 年 1 月 30 日

### 健診受診期間

平成 26 年 7 月 7 日～  
平成 27 年 2 月 27 日

### 費用(指定項目)

無料 (健保組合全額負担)

### 健診案内 DM

9月になっても健診案内が届かない方や DM を紛失した方は、11月4日までに健保組合にお申し出ください。11月5日以降は再発行できません。

この健診は、今年度の案内を受け取っていても、受診日に資格喪失している方は受けることができません。  
また、3月以降に受診(予約変更)された方は、全額自己負担(35歳以上の場合、約4～5万円)となりますので、ご留意ください。

※配偶者以外の被扶養者(40歳以上)の特定健康診査は、健保組合ホームページにご案内を掲載しておりますので、ご覧ください。

## 被扶養者資格確認調査を実施します

健康保険の「被扶養者」とは、被保険者が申請し健保組合の認定を受けた方で、その後も引き続き扶養の条件を満たしている方です。

一度認定を受けた被扶養者であっても、収入の状況や被保険者との生計維持関係は変化することがあるため、定期的に資格の確認を行っています。

健保組合では、皆様からお預かりしている大切な健康保険料の無駄遣いを防ぐ責任と義務を、会社や被保険者の方々に対して負っています。

当健保組合の認定基準に沿い、厳正かつ公平な被扶養者資格の認定を行う努力をしていますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

👤 平成26年度の資格確認調査は、父母・祖父母・兄弟姉妹他を対象に実施いたします。該当する方には所得証明書類等の提出にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

👤 ご家族(被扶養者)の就職や結婚、年収が130万円(60歳以上および障害年金等の受給者は180万円)以上となったとき等は、すみやかに扶養からははずす届出をお忘れなく！